

意見書を提出しました

永住外国人等への地方参政権付与を目的とする法案への反対に関する意見書

公務員を選挙したりリコールしたりする権利「参政権」は日本国の国籍を持つ国民固有の権利であり、日本国憲法第 15 条第 1 項においても「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と記されている。

日本と同時に母国に参政権を持つ外国人住民は地方政治への参画を通じて、母国と日本の係争時において日本に不利益を及ぼす可能性は否定できず、また条例制定や施策への影響力行使を通じた特定国籍住民への優遇措置等の経済的特権や母国の慣習に過剰配慮した社会秩序への介入の権利である社会的特権の獲得、そのような利益の享受に誘引された外国人人口の過剰な流入と不況時の犯罪増加など、住民に不利益を生じ、地域社会に不安要因をもたらすことが予想される。

在日本大韓民国民団（民団）は、これまでに我が国に対し、参政権付与を要求、民主党、公明党等の政党に継続的な要請活動を行ってきた。これに呼応し、民主党、公明党等の政党は、過去十年にわたり外国人地方参政権付与法案を国会に提出し続けてきた。

民主党の特別永住外国人等への外国人地方参政権付与法案に対する基本的な考えをまとめた「永住外国人法的地位向上推進議員連盟」（岡田克也代表）の昨年時点での提言では、参政権の内容を当面自治体首長及び議員への選挙権に制限しているが、付与の対象者を特別永住者のみではなく、近年増加している中国人等の一般永住者にも広げることがをうたっている。これは日本国民たる地域住民の権利を侵害し、外国人本位に地域社会を再編する危険のある悪法と言わざるを得ない。

また、国籍法第 4 条において「外国人は、帰化によって、日本の国籍を取得することができる。」と規定しており、永住外国人が、憲法に基づく参政権を取得するためには、この国籍法に定める帰化によるべきものと考えられる。

当市においても次第に外国人人口の増大が顕著となり、同法案が成立すれば、外国人票に支えられた数名の市議会議員が誕生することも予想され、当市住民の有する国民としての権利が損なわれることが懸念される。

したがって、国におかれては、永住外国人等への地方参政権付与を目的とする法案を提出しないよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 21 年 12 月 14 日

茨城県常総市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、茨城県知事

気候保護法（仮称）の制定に関する意見書

2008 年、京都議定書の第 1 約束期間が始まったが、日本の対策は遅々として進まず、排出量も伸び続けている。一方、年々、気象変動による悪影響が世界各地で顕著になっており、このままでは将来世代に安全な地球環境を引き継げず、私たち自身の生活の安全や経済活動の基盤にも深刻な影響を及びかねない。

昨年 7 月に開催された洞爺湖サミットでは、長期的に 2050 年に温室効果ガスを半減する必要があることが合意された。そのために先進国は、2007 年のパリ合意に沿って率先して大幅削減を実現しなければならない。今後、気候の安定化のために日本が確実に低炭素社会を構築するには、温室効果ガス削減の中長期的削減数値目標を設定し、その目標を達成するための政策を包括的・総合的に導入・策定し、実施していく法律が必要である。

こうした気候変動問題に日本として責任をもって対応するために、まずは京都議定書の 6%削減目標をまもり、2020 年には 1990 年比 30%、2050 年には 1990 年比 80%といった大幅な排出削減経路を法律で掲げることが必要である。

また、排出削減の実効性を担保するための制度として、CO₂（二酸化炭素）の排出量に応じて課税する炭素税や排出量の上限を決め、それ以上に減らした企業は、その削減枠を売れる排出量取引などの制度を導入することで炭素に価格をつけ、脱温暖化の経済社会を構築し、再生可能エネルギーの導入の促進となるような固定価格買取制度などを実現すべきである。

よって、国におかれては、上記の内容を約束する法律の実現を要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 21 年 12 月 14 日

茨城県常総市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣

首都圏中央連絡自動車道の着実な整備を求める意見書

首都圏中央連絡自動車道（圏央道）は、首都圏の道路交通の円滑化、沿線都市間の連絡強化はもとより、地域の活性化や自立、発展のために早期全線開通が待望されております。しかるに去る 11 月 18 日に茨城県に示された平成 22 年度の概算要求では、道路事業費が約 20%削減されるとともに、圏央道のつくば JCT と五霞 IC を結ぶ区間の供用開始の見直しが伝えられました。

このことは、2012 年の圏央道開通を基に企業誘致を含みまちづくりを進める常総市にとって、地域活性化と自立的な発展に甚大な影響を及ぼすものと危惧されます。国においては平成 22 年度予算編成にあたり、次のとおり強く要望する。

記

1. 「首都圏中央連絡自動車道」つくば JCT - 五霞 IC 間開通は「目標宣言プロジェクト」に基づき、2012 年開通のために、着実な整備を進めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 21 年 12 月 14 日

茨城県常総市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣